

## 船舶インシデント調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年10月27日 04時15分ごろ
発生場所	福島県南相馬市原町火力発電所南東方沖 東北電力原町火力発電所専用港北防波堤灯台から真方位126° 7.7海里付近 (概位 北緯37°35.4′ 東経141°10.4′)
インシデントの概要	漁船 <sup>あんせい</sup> 安盛丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年1月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 安盛丸、18トン FS2-2411（漁船登録番号）、個人所有 第210-40049号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、漁業調査の調査員1人を乗せ、船長が単独で操船して主機を回転数毎分約1,200にかけ、原町火力発電所南東方沖を約10ノットの対地速力で漁場に向けて航行中、船長が強い衝撃を感じ、主機が異音を発するとともに停止した。</p> <p>本船は、船長が、機関室で主機を点検したところ、自力での航行ができないと判断し、僚船に無線で救助を要請し、来援した僚船にえい航されて福島県相馬市松川浦漁港に帰港した。</p> <p>本船は、機関修理業者が主機を点検した結果、6気筒のうち、3番シリンダのシリンダライナ首下部での破断、シリンダライナ及びピストンの焼付き等が認められた。</p> <p>機関修理業者は、主機3番シリンダ内の圧力が上昇し、シリンダライナ及びピストンが焼き付いたと思った。</p> <p>船長は、本インシデント当時、警報音を聞いておらず、主機の異常を感じていなかった。</p> <p>本船は、本インシデントの約3か月前に主機の開放整備を実施していた。</p>
分析	本船は、航行中、主機3番シリンダのシリンダライナ及びピストン

	<p>が焼き付いたことから、シリンダライナが破断して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、本インシデントの約3か月前に主機の開放整備を行っており、主機3番シリンダのシリンダライナ及びピストンが焼き付いた状況を明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、航行中、主機3番シリンダのシリンダライナ及びピストンが焼き付いたため、シリンダライナが破断して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>